

# 平成30年度

## 第7回 佐々町農業委員会総会議事録

平成30年10月25日（木）

佐々町農業委員会

平成30年10月 第7回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成30年10月25日(木)午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
3. 開 会 平成30年10月25日(木)午後1時30分

4. 出席委員 (10名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	4	藤永 茂 君
5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君	7	和田 貞子 君
8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君	10	山下 夕見子君
13	坂口 隆英 君				
推進委員	森田 謙介 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	湯村 速雄 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	大瀬 敏幸 君		

5. 欠席委員 (3名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
3	濱野 努 君	11	寶持 雅祥 君	12	吉永 勝彦 君

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君	書記	上野 靖一郎君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君		

## 8. 本日の会議に付した案件

### (1) 会長挨拶

### (2) 議事録署名委員の指名

### (3) 報告事項

報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議、研修会（中期）について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

### (4) 審議事項

第18号議案 農地法第4条の規定による許可申請書について

第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第20号議案 非農地通知申出書について

第21号議案 非農地通知申出書について

第22号議案 農用地利用集積計画（利用権設定）の承認について

第23号議案 農用地利用配分計画（案）について

### (5) その他

①農業新聞について

②農業委員会視察研修について

③農業者年金加入者について

④12月定例会の日程について

⑤その他

事務局長（金子 剛君）事務局長。皆さん、こんにちは。時間定刻となりましたので、只今から平成30年度 第7回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして、藤永会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（藤永 九市君）皆さん、こんにちは。今日は非常にいい秋晴れの天気になりました。皆様がそれぞれお忙しい中にご出席いただきありがとうございます。一言ご挨拶申しあげます。この秋いい天気が続いてまいりました。そういった関係で皆様方のお仕事もスムーズに進まれたんじゃないかなと思っております。今回も、転用申請等の申請があがっております。皆さん方の審議をいただきながら済ませて、皆さんの仕事に差し支えのないようなかたちで終えたいなど希望しているところであります。どうぞ今日はよろしくご挨拶しながら、簡単ですけども

挨拶とさせていただきます。

事務局長（金子 剛君）事務局長。ありがとうございます。本日の出席委員は農業委員 10名、濱野務委員、寶持委員、吉永委員から欠席届が出おります。推進委員5名で全員出席です。委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたし

ます。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を藤永会長にお願いいたします。

議長（藤永 九市君）それでは議長を務めさせていただきます。案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ） それでは、これより議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号8番 池田委員、議席番号9番 濱野卓委員を指名しますので、よろしくお願ひします。以上で、日程（2）を終わります。次に、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議、研修会（中期）について私の方から報告いたします。

1ページをお願いいたします。これにつきましては、10月15日月曜日の午後1時半から5時まで長崎市のセントヒル長崎において開催され出席いたしました。今回の会議内容につきましては、平成30年度の上半期の取り組み及び検証に加えまして下半期に向けての推進会議でございます。みっちり5時までであったわけですが、長崎県農業会議の山開会長をはじめ、協議事項はご覧のとおりであります。研修については、「農業委員会をめぐる情勢と農地利用最適化の取り組みの強化に向けて」ということで、全国農業会議の方から事務局長代理として稲垣氏から講演が1時間程ございました。引き続き協議事項で農業委員会・農業会議における活動の状況や今後の推進について、農業会議の前田課長・内藤補佐山口係長からそれぞれ説明をいただいております。次に、農地集積・遊休農地対策について県の農地利活用推進室から説明をいただいております。次に「平成29年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」に対する回答をいただいております。その他については、21市町の状況報告と今後の取り組みについて意見交換がされました。以上報告を終わります。

何か聞きたいことがあればお受けいたします。ないようですので以上をもち

まして、農業委員会会長・事務局長会議の報告を終わらせていただきます。次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。4ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について。通知者 賃貸人 佐々町八口免〇〇。賃借人 佐々町角山免〇〇。下記土地について賃貸借の合意解約をしたいので、農地法第18条第6項の規定による通知しますということで申請が出ております。土地の所在でございますが、2筆ございます。佐々町八口免字駄地930-1と933-4でございます。地目台帳、現況2筆とも田。面積が625㎡と2,181㎡です。合計の2,806㎡でございます。次に、賃貸借の解約の申し入れた日が平成30年10月2日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日平成30年10月2日、土地の引き渡し期間平成30年11月30日の予定をされております。解約の理由といたしましては、〇〇さんが耕作をできなくなったということで、今回合意解約ができております。以上でございます。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。事務局の報告が終わりました。これにつきまして、ご意見等ございましたお受けしたいと思います。

8番（池田 邦義君）8番。合意解約は毎回申請として出ますが、土地の所在は航空写真で提示していただければ、我々としてもわかりやすいので、事務局にはお手数おかけいたしますがよろしくお願いします。

事務局長（金子 剛君）事務局長。次回から土地の場所等わかるものを添付するよういたします。

議長（藤永 九市君）他ございませんか。ないようですので、これで報告事項を終わらせていただきます。次に、日程（4）の審議事項に移ります。第18号議案 農地法第4条の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。7ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。第18号議案 農地法第4条の規定による許可申請書について 申請人 北松浦郡佐々町口石免〇〇（会社員）。農地の所在、小浦免字丸山地番5-17、地目台帳 田。現況 休耕地。面積252㎡。転用の目的 居住用住宅。施設1棟2階立て117.58㎡。申請の理由といたしまして、現在の住宅が手狭になり新しく住宅を建設したいためということで今回申請がっております。場所につきましては、12ページをお願いいたします。中央海岸線を相浦方面に向かって、途中に〇〇

タイヤさんがあると思うんですが、〇〇タイヤさんからちょっと先に行きました左手になります。21ページをお願いいたします。配置図でございます。上の5-61の建物と下の5-5の建物は現在居住住宅となっております。今回の申請地につきましては5-5の横になります。次に排水関係でございますが、青のラインが雨水排水でございます、緑のラインが下水道の経路となっております。それから、図面真ん中に道路がありますが、当然、家に入るための進入路でございますが、ここの奥には農地がありますので、耕作道としても使用する道路でございます。以上でございます。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明が終わりました。これより地元委員の説明をお願いします。

2番（吉野 裕君）2番。只今、事務局から説明があったとおりですが、5-61の建物は平成28年度に申請があった建物でございます。今回の申請者は現在、佐々南の町営住宅に住まわれており、今回新しく家を建てたいとのこと。5-5の建物は申請者の弟が住まわれています。ここ場所は以前、田として利用されておりましたが、現在は、周囲が住宅化しているため問題ないと思われま。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。事務局に引き続きまして地元委員からの説明をいただきました。これから、ご意見をいただきたいと思いま。

8番（池田 邦義君）8番。21ページの進入路の件ですが、この道路は共用ですか、それとも私道ですか。

事務局長（金子 剛君）事務局長。この道路は公衆用道路になります。

議長（藤永 九市君）ただ今の答弁でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）他に18号議案につきましてございませぬか。ないようですので採決を行います。この件につきまして許可相当と思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございました。賛成多数により長崎県に進達することといたしま。

次に、第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。27ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について 申請人 譲受人 長崎市赤迫〇〇（歯科医師）。譲渡人 北松浦郡佐々町口石免〇〇（会社員）。農地の所在 小浦免字丸山地番 5-62、地目台帳 田。現況 休耕地。面積 603 m<sup>2</sup>。転用の目的 住宅兼歯医者開業。施設 1棟2階立て 209.73 m<sup>2</sup>。申請の理由といたしまして、歯医者を開業し居住するため。場所につきましては、先ほど

の4条申請地の隣になります。40ページをお願いいたします。配置図になりますが、この場所につきましても青のラインが雨水排水、緑のラインが下水の経路となります。この歯医者につきましても、子供専用の歯医者でございます。以上でございます。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明が終わりました。これより地元委員の説明をお願いします。

2番（吉野 裕君）2番。只今、事務局から説明があったとおりでありますが、雨水については町道の方の側溝が小さいので、半分を町道の方へ流し、あとの半分は5-27と5-18の間に排水管を入れて水路へ放流するとのことでした。進入路に関しては、お互いの境界から3.5mを進入路として使用するとのことでした。以上よろしくお願ひします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。事務局に引き続きまして地元委員からの説明をいただきました。これから、ご意見をいただきたいと思ひます。

8番（池田 邦義君）8番。お尋ねいたしますが、先ほど局長はこの進入路は町道といいましたよね。32ページですけど、この赤い部分は町道といいましたよね。この部分を今回申請するんですか。建物とその部分の進入路を申請するばいいんじゃないですか。（私語あり）

議長（藤永 九市君）ここで暫時休憩をいたします

（休憩 午後2時05分）

（会議再開 午後2時14分）

議長（藤永 九市君）会を再開いたします。8番委員会から進入路についてどうなっているかとの質疑があつておりました中で、休憩をとつてご審議をいただき8番委員さんにはご理解いただけたかと思ひます。この件につきましてもそういうことでよろしくお願ひいたします。他にこの件につきましても、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。ないようでございますので採決を行います。

第19号議案について許可相当と思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございました。賛成多数でございます。よつて長崎県に進達することといたします。次に、第20号議案非農地通知申出書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。47ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。第20号議案非農地通知申出書による判断について、非農地判断の申出があつた土地について、農業委員会の判断を求めます。次の48ページをお願いい

たします。申出書ですが3名の共有になっております。申出人 東京都文京区大塚〇〇。北松浦郡佐々町皆瀬免〇〇。東京都練馬区旭町〇〇。所在地につきましては2筆ございまして、佐々町皆瀬免字中野1012-1地目 登記簿 田、現況 原野、面積252㎡。同じく佐々町皆瀬免字中野1013-1地目 登記簿 田、現況 原野、面積608㎡。この農地の1012-1につきましては、平成27年に農地法第3条申請で〇〇さんと農地の交換をされている場所になります。場所につきましては、さざん花団地の前になります。この農地については、3条許可から3年は経過しております。以前は10年は他目的にはできなかったんですが、現在は許可から1年以上あれば農地転用等も可能となっております。今回の目的は、この農地を売買して宅地分譲にしたいとのことでした。そのため、非農地として認めていただきたいとの説明を受けております。事務局としましては、写真を見ていただければわかるとおり、農地に再生可能と判断いたしております。以上でございます。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明が終わりました。これより地元委員の説明をお願いします。

9番（濱野 卓也君）9番。只今、事務局から説明があったとおりでございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（藤永 九市君）事務局からの説明のとおりということでございます。これについていかがでしょうか。

5番（築城 武美君）5番。お尋ねをいたします。53ページの図面で1016-1、1015-1は非農地通知が今年の1月に出されておりますが、この土地は誰の土地ですか。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。〇〇さんの土地でございます。

5番（築城 武美君）5番。この非農地通知はパトロールによってB判定をされて非農地通知が出されている農地ですか。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。そのとおりであります。ここの土地につきましては山林化しておりましたのでB判定がなされております。

5番（築城 武美君）5番。続きまして、1012-1と1013-1は、今年のパトロールではどういった判定になったのでしょうか。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。今年の判定では、現在のところB判定にしている



ところでは。

5番（築城 武美君）5番。〇〇さんにしてみれば、1016-1、1015-1が非農地通知によって地目が変わったということを承知ですよね。そのことによって今回の思惑が自分が持っている土地を全部処分したいということから、いわば、ここ非農地証明で非農地にして、分譲住宅の土地にあてたい思惑が先行して非農地証明のお願いが出ているということでしたよね。基本的にはこの申出書を見ますと、現実には農地であるけれども、農業をする意欲がないというふうに申立てをされている。54ページの中身を見ますと、10年前に東京より帰ってきたが私には農業の経験もないし、農機具もないと書いてあります。相続によって求めた農地をこういう形で非農地証明申請が出てくるのであれば、町外にはそういった事例はたくさんあると思います。そこで農業委員会としては、農地を守り農業生産の意欲を高め継続させるとあると思いますが、そういう目的からするとこのまま、この非農地を認めるとなれば今後の農業委員会がマイナスになると思います。今回の申請は非農地として認めるべきではないと思います。今後、分譲をしたいのであれば、第三者に5条の申請をしていただいて分譲地にしていただいたらどうかと思います。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。5番委員さんの貴重なご指摘をいただきました。私もそう思っております。

事務局長（金子 剛君）事務局長。事務局としても、申出書が提出される段階でこの農地につきましては、再生可能な農地として判断しておりました。しかし業者の方が提出をしたいということで今回の申請に至ったという状況でございます。

議長（藤永 九市君）皆様の審議の結果、この農地につきましては、非農地としては認められないということで却下いたします。

次に、第21号議案非農地通知申出書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。55ページをお願いします。朗読説明をいたします。第21号議案非農地通知申出書による判断について、非農地判断の申出があった土地について、農業委員会の判断を求める。56ページをお願いいたします。申出人 佐世保市鹿町町鹿町免〇〇。所在地 佐々町大茂免字棚柿 341-71 地目 登記簿 畑、現況 山林、面積 11,527 m<sup>2</sup>。場所については59ページをお願いいたします。佐々町と鹿町町の境で風車があるところになります。62ページの計画図をご覧ください。左上の台形状になっているところが申請地となりまして、下の方の黒線で囲まれているところが、今後太陽光の予定となっております。この申請地

については、山林化しておりまして、再生不可能な農地と判断しております。以上でございます。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明が終わりました。これより地元委員の説明をお願いします。

17番（湯村 速雄君）17番。事務局から説明があったとおりでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。事務局に引き続きまして地元委員からの説明をいただきました。これから、ご意見をいただきたいと思います。

ないようですので採決を行います。第21号議案非農地通知申出書について賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございました。賛成多数で非農地として判断することといたします。

議長（藤永 九市君）次に第22号議案、第23号議案は関連がありますので一括上程することといたしますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）ありがとうございました。一括上程いたします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。63ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。第22号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求めます。平成30年10月25日 佐々町農業委員会 会長。64ページをお願いします。佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の（5）の規定による農用地利用集積計画書 新規でございます。1、権利の設定を行うもの（貸し手農家）佐々町木場免〇〇。権利の設定を行うもの（借り手農家）長崎市尾上町3-1、長崎県農業振興公社。土地の所在、木場免帽子田450-2。地目、田。面積806㎡。同じく452-1。地目、田。面積695㎡。権利の種類 賃借権。区域区分、農用地。今回の設定内容、金納10a当たり年額10,000円。10年となっております。以上でございます。続きまして、67ページをお願いいたします。第23号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画（案）を定めたいので、本委員会の承認を求めます。平成30年10月25日 佐々町農業委員会 会長。68ページをお願いいたします。農用地利用配分計画（案）1、権利の設定を行うもの（貸し手農家）長崎市尾上町3-1、長崎県農業振興公社。権利の設定を行うもの（借

り手農家) 佐々町木場免〇〇。土地の所在、木場免帽子田450-2。地目、田。面積806㎡。同じく452-1。地目、田。面積695㎡。権利の種類 賃借権。区域区分、農用地。今回の設定内容、金納10a当たり年額10,000円。10年となっております。以上でございます。

議長(藤永 九市君)ただ今、事務局の説明が終わりました。これにつきましてご質問がございましたらお受けしますが、何かございませんか。ないようですので採決を行います。まず、第22号議案の農用地利用集積計画の承認について挙手をお願いします。ありがとうございます。全会一致で承認されました。次に、第23号議案の農用地利用配分計画(案)について異議のない方の挙手をお願いします。ありがとうございます。これにつきましても全会一致で承認いただきました。異議なしとして、長崎県の農業振興公社に提出することといたします。

議長(藤永 九市君)次に、日程5に移ります。その他について事務局をお願いします。事務局長。

事務局長(金子 剛君)事務局長。①農業新聞についてですが、宝持委員さんが、わが町の農業委員というタイトルで10月26日付けの農業新聞に掲載される予定となっておりますのでお知らせいたします。それから農業新聞の推進の件ですが長崎県農業会議からご連絡がございまして推進状況が悪いということで、推進の方をよろしく願いますとの報告を受けております。本町についても今月1名の購読中止がっておりますので、是非、推進をよろしく願います。

議長(藤永 九市君)この件についてよろしいでしょうか。なければ②農業委員会視察研修についてに移ります。事務局長。

事務局長(金子 剛君)事務局長。②農業委員会視察研修についてですが、前回決定しておりましたとおり11月26・27日で鹿児島県いちき串木野市を視察予定といたしております。全員参加で是非お願いしたいんですが、もし欠席があった場合は、宿泊費は構いませんが、交通費の負担は欠席の場合でもいただくようにしております。以上です。

議長(藤永 九市君)ありがとうございました。よろしいでしょうか。なければ③農業者年金加入状況についてに移ります。事務局長。

事務局長(金子 剛君)事務局長。③農業者年金加入状況についてでございますが、今年度につきましては、山下委員のあっせんをいただきまして、志方の〇〇様の奥様に加入をしていただいております。よって、本年度の本町の目標は1名ですので目標達成したという状況でございます。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。只今、事務局長が申しましたとおり、加入していただきまして、本当に感謝いたしております。よろしいでしょうか。なければ④12月定例会の日程についてに移ります。事務局長。  
事務局長（金子 剛君）事務局長。④12月の定例会日程でございますが、12月25日に予定をさせていただきます。

（ 閉 会 午後2時58分 ）

上記のとおり相違ありません。

会 長

藤永九市

会議録署名委員

池田邦義

会議録署名委員

濱野卓也